

# トルコ語の「傘を盗まれた」は使役か受動か

—認知文法の観点から—

ヤイルオール オガン

ogan.yaylioglu@gmail.com

キーワード：トルコ語 使役 受動 プロトタイプ 意味拡張 ヴォイス 事象構造  
認知モデル 認知文法

## 要旨

トルコ語では、ある事象が使役文と受動文のどちらによっても表現できることがある。そのような場合に用いられる使役構文は、日本語の所有受身に翻訳できることを根拠に、意味的には受動文であるとされてきた。しかし実際には、受動文が用いられる場合に、必ず使役文を用いることができるわけではないため、両者の意味は異なると考えざるを得ない。受動文と置き換え可能であると見なされてきた事例には典型的使役構文と意味的な共通性があり、受動文にはそのような性質が欠けている。本稿では、その意味の共通性は、主語の指示対象が事象の生起に対する責任を有することであることを明らかにする (cf. 西村 1998)。受動文と同様の意味を表すように思われる場合であっても、使役構文は形式の点でも意味の点でもやはり使役構文なのである。

## 1. はじめに

Washio (1993) をはじめとする多くの先行研究において、使役構文が使役だけでなく、受動の意味も表す現象が指摘されている。Washio (1993) によると、この現象を適切に分析するには使役と受動の共通性を捉える必要がある。その共通性とは、使役解釈も受動解釈も、参与者から事象への、あるいは、事象から参与者への何らかの影響が存在することである。両者の相違点は影響が生じる方向であり、参与者が事象に影響を与える場合には使役の解釈に、事象が参与者に影響を与える場合には受動の解釈になる。使役構文において、主語が表す参与者が事象から影響を受けていると解釈するためには、事象（によって影響を受ける対象）と何らかの関係を持つ必要がある。事象と関係を持たない主語は事象から「排除」されているとされ、事象に関係している場合には、事象に「関与」しているとされる。主語が事象から排除されている場合には必ず使役の意味になり、事象に関与している場合には、使役と受動のいずれにも解釈可能である。トルコ語<sup>1</sup>にも Washio が扱っているものと類似する現象が見られる。

<sup>1</sup> トルコ語はチュルク諸語に属する SOV 語順型の膠着語であり、トルコ共和国の公用語である。格は六種（主格、対格、与格、所格、奪格、属格）であり、語順は情報構造によって柔軟に入れ替わる。述語は人称と数において主に主語と一致する。主語は省略可能である。

トルコ語において (1a) のような文は、使役接辞を用いてはいるが意味的には受動文<sup>2</sup>であるとされてきた (ビョケソイ 2000, 大崎 2004)。(1a-b) は話し手が傘を盗まれたことを表す発話である。

- (1) a. Şemsiye-m-i      çal-dır-dı-m.  
       傘-1SG.POSS-ACC      盗む-CAUS-PF-1SG  
       「(私は) 私の傘を盗まれた」
- b. Şemsiye-m      çal-ın-dı.  
       傘-1SG.POSS      盗む-PASS-3SG.PF  
       「私の傘が盗まれた」

(1a) の傘は発話者自身のものであるため、発話者は文が表す事象に関与しており、使役構文が受動的な意味を表している (すなわち、主語が動作主ではなく事象から影響を蒙る対象となっている)。本稿ではこのように受動的な意味を持つ使役構文を「受動的使役構文」と呼ぶことにする。先行研究において (1a) や (1b) のような文は意味的にはいずれも受動文であるとされる一方で、その意味には違いがあるとも述べられている。(1a) が意味的に受動文であるなら、(1b) とは何処が異なるのだろうか。

(1a-b) の分布には、次のような違いがみられる。持ち歩いていた傘を傘立てなどに置いている間に盗まれた場合には (1a-b) 共に自然に用いられる。これに対し、家の玄関に置いてある傘を盗まれた場合には (1b) は自然であるが、(1a) は不自然である。ここで重要なのは、主語の指示対象の事象からの排除、事象への関与という対立によって、(1a-b) の非対称性を説明することはできないと思われることである。主語の事象への関与という点では、(1a-b) は等しい。(1a) の発話者は傘を盗まれるという形で事象から影響を受けている。(1b) では発話者の傘が盗まれており、主語の傘と発話者が共に影響を受けている。さらに、家に傘を置いておいたら盗まれることを知っていたにもかかわらず家に置いていた場合は (1a-b) の両方が自然になる。また、発話者が傘を誰かに預けていた場合は、(1b) は自然、(1a) は不自然である。このように、主語の指示対象 (話し手) 自身の傘が盗まれる事象でも、(1a) を自然に使用できない場合があることは、事象との「排除」「関与」という関係によっては説明できない。

受動的使役構文と受動構文の使用範囲が異なるのはなぜなのだろうか。以下では、トルコ語の使役構文について概説した上で (2 節)、先行研究を検討する (3 節)。それを踏まえて 4 節で (1a) の受動的使役構文と (1b) の受動構文の意味的違いを記述した後、5 節でその意味的違いを明らかにし、使役構文の受動的な使用は責任のスキーマ (西村 1998) で説明できることを示す。

本稿では、トルコ語において使役構文が受動的な意味を表す際の条件として、使役構文が使用されること自体に意味があることを示す。また、トルコ語の受動的使役構文は、受動的な側

<sup>2</sup> 本稿では、受動文と受動構文、使役文と使役構文を交換可能な概念だと考えている。

面を確かに持っているが、本質的に使役であるからこそ、使役接尾辞が用いられているのだと主張する。

## 2. トルコ語の使役構文と受動構文

トルコ語では、ヴォイス接尾辞を用いて動詞の他動性を変更することができる。ヴォイス接尾辞は自動詞にも他動詞にも後接でき、使役態、受動態、再帰態、相互態に分けられる。基本的には、受動、再帰、相互の接辞である *-Il, -(I)n, -(I)ş* が付くと動詞の項が減り、使役接辞の *-DIr, -t, -It, -Ir, -Ar, -Art* が付くと動詞の項が増える<sup>3</sup>。使役構文か受動構文かは、述語末の接辞で決まる。Göksel & Kerslake (2005) によると使役接辞は、他動詞に付く場合 ‘CAUSE’, ‘MAKE’, ‘HAVE’ の概念を表現し、非意図的な行為を指す他動詞に付く場合、あるいは否定の環境では ‘LET’, ‘ALLOW’, ‘BE UNABLE TO PREVENT’ の概念を表す。

本稿では使役接尾辞で構成される構文を使役構文、受動接尾辞で構成される構文を受動構文と呼ぶ。(2a) は他動詞文、(2b) は使役文、(2c) は受動文の例である<sup>4</sup>。

### (2) a. Kutay cam-ı<sup>5</sup> aç-ti.

クタイ 窓-ACC 開ける-PF.3SG

「クタイが窓を開けた」

### b. Kutay cam-ı aç-tür-di.

クタイ 窓-ACC 開ける-CAUS-PF.3SG

「クタイが窓を開けさせた」

### c. Cam aç-ıl-di.

窓 開ける-PASS-PF.3SG

「窓が開いた／開けられた」

(2a) はたとえば、クタイが（例えば窓のハンドルを回して）窓を開けた状況を表す。(2b) はクタイが他の人に（窓を開けるよう声をかけたりして）窓を開けさせた状況を表す。(2c) は、窓が開くという状況さえ生じれば自然に用いることができる。(2a) では主語が自分で目的語に働きかけて変化を生じさせている。(2b) では主語が第三者を介して目的語の変化を生じさせている。(2c) では対象に生じる変化だけが描写されており、動作主は主たる関心の対象とはなっていない。

(3a-d) は、クタイがアイシェに窓を開けるように命令し、アイシェが窓を開けたという同一

<sup>3</sup> A,D,I は母音調和や子音同化によりそれぞれ {a,e}, {d,t}, {i,ü,u} と交代する。使役接尾辞の異形態に関しては、単音節の語幹に *-It, -Ir, -Ar, -Art* が付く場合と、母音で終わる複数音節語幹に付く場合、*Ir* で終わる語幹に *-t* が付く場合を除いて、語幹に *-DIr* が付く。受動接尾辞に関しては前の音が母音の場合 *-n*、子音の場合は *-ıl* が付く。

<sup>4</sup> (2a) は動作主の窓に対する働きかけによる (2c) の変化を含意しており、(2a) が真なら (2c) も真であるという関係にある。自他交替や使役動詞については本稿では割愛する。

<sup>5</sup> *c=*/d͡ʒ/, *ç=*/t͡ʃ/, *ş=*/ʃ/, *j=*/ʒ/, *ı=*/w/, *ü=*/y/, *ö=*/ø/. *ğ* は尾子音に限られる。基本的に前の母音を長音化するが、非円唇前舌母音の間に *j/*、円唇母音の間に *w/* として発音される。また、*k* と交代することが多い。

の事象を様々に言い表したものである。それぞれ使役受動文、使役受動文、受動文、使役受動文になっている。(3a) は、(2b) のように、誰かが誰かに窓を開けるように命じた状況でかつ、(2c) のように使役者と被使役者が重要ではない、あるいは伏せておきたい場合に用いられる。(3b) は、被使役者が重要ではない、あるいは伏せておきたい場合に用いられる。(3c) は、(3b) と異なり、被使役者が重要であり、使役者を伏せておきたい場合、(3d) は 使役者と被使役者の両方を明確に伝えたい場合に用いられる<sup>6</sup>。

(3) a. Cam aç-tır-ıl-dı.

窓 開ける-CAUS-PASS-PF.3SG

「lit. 窓が開けさせられた」

b. Cam Kutay tarafından aç-tır-ıl-dı.

窓 クタイ によって 開ける-CAUS-PASS-PF.3SG

「lit. 窓がクタイによって開けさせられた」

c. Cam Ayşe tarafından aç-ıl-dı.

窓 アイシェ によって 開ける-PASS-PF.3SG

「lit. 窓がアイシェによって開けられた」

d. Cam Kutay tarafından Ayşe-ye aç-tır-ıl-dı.

窓 クタイ によって アイシェ DAT 開ける-CAUS-PASS-PF.3SG

「lit. 窓がクタイによってアイシェに開けさせられた」

(2) と (3) の各例から分かるように、トルコ語では使役文や受動文を作る際には、ヴォイス接辞を用いて他動性を調整する。使役接辞で終わる場合 (2a-b) は、主語の指示対象が事象を引き起こしており、受動接辞で終わる場合 (2c, 3a-d) は、主語の指示対象が動詞の表す事象から影響を受けている。

トルコ語の受動文の主語は、対応する他動詞文（能動文）の（対格）目的語でなければならない（林 2013: 164）。(4a) はある男性が弁護士に申立書を書くように依頼した状況を表す能動文である。対格目的語を主語にすることで (4a) を受動文にすると (4b) が得られる。このように対格目的語（申立書）を主語にした受動文は可能であるが、(4c) のように与格目的語（弁護士）を主語にした受動文は不可能である。

(4) a. Adam avukat-a dilekçe-yi yaz-dır-dı.

男 弁護士-DAT 申立書-ACC 書く-CAUS-PF.3SG

「男は弁護士に申立書を書かせた」

<sup>6</sup> 単に話し手が参与者を知らない場合もある。知られていない項は通常省かれるか、代名詞で補われる。

- b. Dilekçe avukat-a yaz-ılır-ıl-dı.  
 申立書 弁護士-DAT 書く-CAUS-PASS-PF.3SG  
 「申立書は弁護士に書かせられた」
- c. \*Avukat dilekçe yaz-ılır-ıl-dı.  
 弁護士 申立書 書く-CAUS-PASS-PF.3SG  
 「弁護士は申立書を書かせられた」 (林 2013: 164)

さらに、(4a) のように被使役者を与格目的語で表すことが可能である。たとえば、(5) のように「主語+NP-DAT+NP-ACC+V-CAUS-PF」、という形式によって、「使役者（主語）X が、被使役者（NP-DAT 与格目的語）Y に対して、対象（NP-ACC 対格目的語）Z に変化（動詞）V を起こすよう仕向けた」という意味を表現することができる。

- (5) Kutay Ayşe-ye cam-ı-nı aç-tır-dı.  
 クタイ アイシエ DAT 窓-3SG.POSS-ACC 開ける-CAUS-PF.3SG  
 「クタイはアイシエに自分の窓を開けさせた」

(5) はクタイがアイシエに対し、「窓を開けて」などと声をかけたことによって、アイシエが窓に対して働きかけ、その結果窓が開くという事象を表す。ここでは、主語のクタイが使役者となっている。

問題になるのは、使役構文が次の (6) のように用いられる場合である。

- (6) Kutay Ayşe-ye cüzdanı-nı çal-dır-dı.  
 クタイ アイシエ-DAT 財布-3SG.POSS-ACC 盗む-CAUS-PF.3SG  
 「クタイはアイシエに自分の財布を盗まれた。」

(6) は、クタイが財布を携帯していて、十分な注意を払っていない際にアイシエにその隙をつかれて財布を盗まれたという状況を描写した文である。(4) や (5a) と同じく「主語+NP-DAT+NP-ACC+V-CAUS-PF」という形式であるにもかかわらず、(6) の主語は典型的な使役者とはいえない<sup>7</sup>。なぜなら、主語のクタイは受動文の主語と同じように、「盗む」事象から影響を受けているからである。(6) ではクタイが故意にアイシエに盗むよう仕向けるという解釈はなりたたないのである<sup>8</sup>。わざとそうした（すなわち、「盗ませた」と言いたい場合には、二重使役

<sup>7</sup> (6) のような使役構文について、日本語に訳した際に受動文が使用されることが報告されている（ビョケソイ 2000, 大崎 2004, 林 2013, 青山 2015, 奥 2019）。

<sup>8</sup> ただし、財布がクタイのものではなく、アイシエ（など、他の人物）のものであるならば、使役者として解釈可能な事例が考えられる。例えば問題の財布が、アイシエが以前没収されたものだとしよう。今その財布が保管室にあるとして、クタイがアイシエにアイシエの財布をその保管室から盗ませた、というケースなら典型的な使役の意味で使用できる。

を用いる。使役接辞は同じ語幹に複数付くことができる。二重に使う場合を二重使役と言い、一重の場合を単使役と言う。二重使役は「XがYを介してZに～をさせる」という二重使役事象について使われることもあるが、単使役が非典型的な解釈（例えば受動的な解釈）、二重使役が典型的な解釈を担う場合がある（青山 2015）。

- (7) a. Cüzdan-ım-ı                      çal-dır-dı-m.  
 財布-1SG.POSS-ACC                  盗む-CAUS-PF-1SG  
 「財布を盗まれた」
- b. Cüzdan-ım-ı                      çal-dır-t-tı-m.  
 財布-1SG.POSS-ACC                  盗む-CAUS-CAUS-PF-1SG  
 「財布を盗まれた／盗ませた」
- c. Cüzdan-ı                              çal-dır-dı-m.  
 財布-ACC                                  盗む-CAUS-PF-1SG  
 「財布を盗まれた」
- d. Cüzdan-ı                              çal-dır-t-tı-m.  
 財布-ACC                                  盗む-CAUS-CAUS-PF-1SG  
 「財布を盗まれた／盗ませた」

(7a) と (7c) は単使役、(7b) と (7d) は二重使役である。(7a) と (7c) は受動的な解釈しかできないのに対し、(7b) と (7d) は文脈次第で典型的な使役の意味でも解釈できる。典型的な使役の意味を表現する文脈では、主語が意図した通りの結果を表現している。主語が行為者に行為を遂行するように仕向けている本人であるため、結果事象（盗まれること）から主語が影響を受けていないと解釈される。あるいは、自らの意思で結果事象に晒されるという意味で解釈される。前者は、例えば保険金詐欺のために誰かに盗ませる場合、後者は、例えば犯人を現行犯逮捕するためにあえて盗ませる場合、などが考えられる。このような文脈では (7a) や (7c) ではなく、(7b) や (7d) が使用される。受動的な文脈で (7b) や (7d) が使用される場合は、主語の責任がさらに強調されていると考えられる。

(6) においては、主語は所有者のクタイであり、アイシェは与格目的語として現れていた。(8) は (6) と同じ事象を表しているが、主語は「(クタイの) 財布」になっており、このことにより事態を受動的に表現している。

- (8) Kutay-ın              cüzdan-ı              Ayşe              tarafından              çal-ın-dı.  
 クタイ-3SG.POSS 財布-ACC      アイシェ              によって              盗む-PASS-PF.3SG  
 「クタイの財布はアイシェに盗まれた。」

### 3. 先行研究：チュルク諸語において使役が受動の意味を持つとき

大崎 (2004) は、トルコ語と同じくチュルク諸語に属するキルギス語について、日本語の「私は足を犬に噛まれた」に対応する文として次の (9) を挙げ、①故意に噛むように仕向けた、②意識的に噛むのを許した、あるいは妨げなかった、③うっかり噛むのを許した、あるいは見逃したと三つの解釈が可能であると述べている。③の解釈は日本語の「私は足を犬に噛まれた」という受動文と同じ内容を表し、他のチュルク語でも同じことが起きていると指摘される。トルコ語の例としては、ビョケソイ (2000) による (10) が引かれている。

- (9) Kyrg. *Men but-um-du it-ke kap-tir-di-m.*  
 私 足-1SG.POSS-ACC 犬-DAT 噛む-CAUS-PF-1SG  
 lit. 「私は自分の足を犬に噛ませた」 (大崎 2004: 103)

- (10) Taro *cüzdan-ı-nı çal-dır-dı.*  
 太郎 財布-3SG.POSS-ACC 盗む-CAUS-PF  
 「太郎が財布を盗まれた」 (大崎 2004: 90)

ビョケソイ (2000) は「財布が盗まれたことは太郎の意識外に行われ、その結果として太郎が影響を受けたという意味が生じる」と述べている。また、このような文を「使役構造受動文」と呼び、主語が迷惑を受ける場合に限定して用いられるとし、日本語の間接受動文との共通性を指摘している。一方で、大崎 (2004) はビョケソイ (2000) の「使役構造受動文」という用語を避けている。「日本語で表現すれば受動文になるからといって、それがそのまま「受動文を表す」ということでは決してない」と指摘した上で (大崎 2004: 90)、「意味的に受動を表す」ということの内実を「文法上の主語が、動作の主体ではなく、動作の対象である場合、またはその動作によって影響を受ける主体である場合」と規定し、トルコ語の (10) のような文も意味的には受動文であるとして「受動の意味を表す使役文」と呼んでいる。

しかし、ビョケソイ (2000) や大崎 (2004) が主張するような、普通の受動文との相違点は形式だけのものであり、意味的には両方とも受動文であるとする考えには問題がある。意味的には受動文、形式的には使役文というふうに分析を進めると、次の点が問題になると思われる。意味的にも形式的にも使役文である場合と対照した時に、その差異を説明できない、という点である。少なくともトルコ語の場合、(10) と同じ場面を (11) で表すことができるが、意味が同じだとすると、使役と受動の両方の形式が併存する理由を説明できないだろう。

- (11) Taro-nun *cüzdan-ı çal-ın-dı.*  
 太郎-3SG.POSS 財布-ACC.3SG 盗む-PASS-PF  
 「太郎の財布が盗まれた」

#### 4. 受動的使役構文と受動構文の比較

受動的使役構文を意味的に「受動文」だとする立場を「受動文説」と呼ぶことにする。受動文説は、受動的使役構文と受動構文の分布は等しくなることを予測する。つまり、この立場では、形式において構文以外の条件が同じなら、受動的使役構文と受動構文の使用が（例外を除いて）重なることになるはずである。しかし前節で述べたように、この予測には問題がある。以下、4.1.節で受動文説の予測に反して実際の分布には有意な相違が見られることを示した後、4.2.節でその分布を動機づける意味的差異について考察する。

##### 4.1. 受動的使役構文と受動構文のふるまい

(12a-b) を例に、受動的使役構文と受動構文の分布が有意な違いを見せていることを示す。(12-a) は受動的使役構文であり、主語は動詞に付加される一致標識の人称によって示される「君」である。(12-b) は受動構文であり、主語は（所有接辞を受ける）名詞「鞆」である。

- (12) a. Çanta-n-ı                      çal-dır-dı-n.  
          鞆-2SG.POSS-ACC   盗む-CAUS-PF-2SG  
          「(君は) 君の鞆を盗まれた」
- b. Çanta-n                      çal-m-dı.  
          鞆-2SG.POSS              盗む-PASS-PF.3SG  
          「君の鞆が盗まれた」

(12a-b) は何者かによって聞き手の鞆が盗まれるという事象を描写した文として解釈できる。「君」が鞆を持ち歩いていた場合を考えてみよう。まず、主語の指示対象（聞き手）が外食をしていた場面で鞆をテーブルに置き、席を外している間に鞆を盗まれたという事象の場合、(12a) も (12b) も自然である。このように両者が共に適格な文である場合には、(12a) のような文を形式の点でのみ使役文とする受動文説で説明できる。しかし、(12b) は自然だが (12a) は不自然になる場合がある。たとえば、聞き手が鞆を家に置いていて、別の鞆を持って出かけた日、家に強盗が入って鞆を盗まれた場合、(12a) は不自然である。この点について 4.2. 節でより詳しく考察する。

(12a) と (12b) の違いを示す (13) のような例がある。

- (13) Çal-dır-ma-dı-m,                      çal-m-dı!  
          盗む-CAUS-NEG-PF-1SG              盗む-PASS-PF.3SG  
          lit. 「盗ませたんじゃない、盗まれたんだ！」

(13) は (12a) の述語を否定したものと、(12b) の述語を併置している。したがって、「(12a) ではない、(12b) だ！」と指摘していることになる。これはつまり、(12a) による描写ではなく、



(12b) による描写が適切であるという主張である。「p ではなく、q である」と言う際に、(12a) と (12b) が異なる意味を持っていなければ、この発話が何を指摘しているか分からなくなってしまふ。つまり (13) は、(12a) と (12b) の間には違いがあるということ、すなわち受動文説が誤りであることをはっきりと示している。

類似した例をもう一つ示そう。(14a) は鞆を盗まれた人が発話した文で、(14b) はそれを聞いてあきれた相手の発話である。

- (14) a. Çanta-m                      çal-in-di.  
          鞆-1SG.POSS                  盗む-PASS-PF.3SG  
          「私の鞆が盗まれた」
- b. Çal-in-ma-dı,                      çal-dır-dı-n!  
          盗む-PASS-NEG-PF.3SG          盗む-CAUS-PF-2SG  
          lit. 「盗まれたんじゃない、盗ませたんだろう！」

以下は (12a-b) や (14a-b) に類似する相違点を含む例を挙げる。これらの例に関しては 4.2. 節でより詳しく考察する。(15) は物ではなく空間を奪われる例である。

- (15) a. Yer-imiz-i                      kap-tır-dı-k.  
          場所-1PL.POSS-ACC 取る-CAUS-PF-1PL  
          「(私たちは) 私たちの場所を取られた」
- b. Yer-imiz                      kap-ıl-dı.  
          場所-1PL.POSS          取る-PASS -PF.3SG  
          「私たちの場所が取られた」

(15a) に対して (16) は自然な反応である。

- (16) Kap-tır-ma-dı-k,                      kap-ıl-dı!  
          取る-CAUS-NEG-PF-1PL          取る-PASS -PF.3SG  
          lit. 「取らせたんじゃない、取られたんだ！」

(17) は所有物が被害に遭うだけで、所有権が変わらない例である。

- (17) a. Araba-m-ı                      çiz-dir-di-m.  
          車-1SG.POSS-ACC          線を引く-CAUS-PF-1SG  
          「(私は) 私の車を傷つけられた。」

- b. Araba-m                      çiz-il-di.  
車-1SG.POSS                      線を引く-PASS-PF.3SG  
「私の車が傷つけられた。」

(17) に関しても (a-b) の相違点に着目した (18) のような発話は自然である。

- (18) Araba-n                      çiz-il-me-miş,                      çiz-dir-miş-sin.  
車-1SG.POSS                      線を引く-PASS-NEG-EV.PF.3SG                      線を引く-CAUS-EV.PF.2SG  
lit. 「あなたの車が傷つけられたというより、あなたが車を傷つけさせたようだ。」

以上を踏まえると、トルコ語において (12a, 14a, 15a, 17a) のような使役構文と (12b, 14b, 15b, 17b) のような受動文は意味が異なると言わざるを得ない。受動文説は、(a-b) が両方自然な発話とみなされる場合には問題が見えづらいが、(a) が不自然な場合と、(13, 14b, 16, 18) のように (17a-b) の意味的違いを指摘する発話の意味を適切に扱うことができない。

#### 4.2. 受動的使役構文と受動構文の意味的差異

前節では受動的使役構文と受動構文が用いられる環境の違いを見てきた。本節では、その分布を動機づける意味的差異について考察する。

以下、(12-18) を (19-25) として再掲する。

- (19) a. Çanta-n-ı                      çal-ılır-dı-n.  
鞆-2SG.POSS-ACC                      盗む-CAUS-PF-2SG  
「(君は) 君の鞆を盗まれた」  
b. Çanta-n                      çal-ın-dı.  
鞆-2SG.POSS                      盗む-PASS-PF.3SG  
「君の鞆が盗まれた」

(19a) が不自然な発話とみなされる状況として、たとえば次の (i-iv) が考えられる。

- (i) 聞き手が鞆を家に置いていて、別の鞆を持って出かけた日、家に強盗が入って鞆を盗まれた場合。  
(ii) 鞆を持ち歩いている人がしっかりと鞆に腕を通していた場合。  
(iii) 聞き手が鞆を信用できる友達に預けていたにも関わらず鞆が盗まれた場合。  
(iv) 聞き手が鞆を話し手に預けていた場合。

聞き手が、外食中に鞆をテーブルに置き、席を外している間に鞆を盗まれた場合には (19a)

は自然になる。この場合と (i) の差異は一見すると、対象との距離であると思われるかもしれないが、他の例を踏まえると対象物との距離が問題なのではないことがわかる。対象との距離が決定的に重要なのであれば、(ii) においては (19a-b) の両方が自然になることが予測されるが、実際には (19b) は自然であるが、(19a) は不自然である。次に、この人が歩いているのは、治安の悪さで有名な通りで、聞き手がそれを気にせず軽率にそこを歩いてしまったと仮定しよう。この場合も、両方が自然な言い方となる。鞆から離れていないのにも関わらず容認性判断が異なることから、(19a-b) の違いはやはり距離によるものではないと言える。

これらの場合における相違点は、聞き手に責任が認められるかどうかである。つまり、主語が、本来望ましくない出来事の生起を許してしまったと考えられるかどうかである。鞆をテーブルにおいたままにした場合、そうしなかったら盗まれなかったと考えることができる。しっかりと鞆に腕を通していても関わらず盗まれた場合、(19a) が不自然になるのは、鞆を守る責任を果たしていると考えられるからである。上で述べたように、同じく鞆に腕を通していた状況でも、周辺の治安が悪い場合であれば (19a) がより自然になる。これは、事前に鞆が盗まれることを確実に防ぐような手段があったと思われる状況で、それを行使しなかった(たとえば、別の道を通らなかった) ため、主語に責任が帰せられるからであろう。つまり、治安の悪さを事前に知っていたのであれば、そこを通らないことも可能であるにもかかわらず、通ってしまったことに対して責任が求められるということである。(i) でも、聞き手の家が頻繁に強盗に入られるような場所として認識されていたとすれば、(19a) はより自然な発話になる。また、聞き手が家においていた物が鞆ではなく、レムブラントの絵画だったとしても、(19a) が自然になる。これは、レムブラントほど価値のあるものであれば、その存在が知られたら強盗に狙われてもおかしくないと思われるため、安全確保の責任が生じやすくなるからである。つまり、通常は美術館や安全な倉庫に保管されるべきであるものを、自分の家に置くのは軽率であると解釈されるわけである。ちなみに、聞き手が大統領などであり、その家が美術館や倉庫よりも安全だと知られている場合は、(19a) は不自然である。これもまた、物を守る責任を十分に果たしているかどうかの違いによるものと思われる。(iii) では、預けていた友達が信用できない人だと認識されていた場合、(19a) がより自然な発話とみなされる。例えば聞き手が鞆を、しばしば忘れものをするような人に預けたとすると、そのような人物に渡したことが、盗まれた原因だと思われかねない。さらに、実際に預けていた友達が盗んだ場合も考えられる。このように、主語が預ける人物の選択を間違えたと思われる場合も (19a) がより自然になる。(iv) の場合、話し手と聞き手は、敵同士という関係であるにもかかわらず、聞き手が話し手に鞆を預けたとすれば、話し手が (19a) によってそれを嘲笑うかもしれない。これもまた、聞き手が敵に鞆を預けることで、鞆が盗まれる出来事を許してしまったと言えるような場面である。責任の概念は (i-iv) のすべての状況に一貫して観察できる上に、これらの状況の説明において責任に関する部分を変えると (19a) の自然さが変わる。

(19a) には、話し手が聞き手を責め立てているようなニュアンスもある。(19a) を言われた聞き手は、(20) のように答えるかもしれない。

- (20) Çal-dır-ma-dı-m,                      çal-ın-dı!  
 盗む-CAUS-NEG-PF-1SG              盗む-PASS-PF.3SG  
 lit. 「盗ませたんじゃない、盗まれたんだ！」

(20) はまさに、「私のせいではない」というようなことを言っていると思われる。(19a) に対して、(19a) ではなく (19b) だと主張することによって、自分に非がないことを伝えている。このことからわかる通り、前節で言及した意味的な違いは、「誰のせいか」であり、責任が帰される主体の違いである。自分に非があると思っているなら ‘Evet, çal-dır-dım.’ 「lit. はい、盗ませた」と答えることもできる。責任が主語の指示対象にある場合は使役構文を用い、責任が他にある場合は受動構文を用いるようになっていると言える。

(21a) は鞆を盗まれた人が発話した文であり、(21b) はそれを聞いてあきれた相手の発話である。(20) は責め立てられた際に自己弁護のために発話された文として解釈できるが、(21b) はその逆で、「鞆が盗まれた」と発話する人に対して、責任を指摘する形で責め立てるものである。

- (21) a. Çanta-m                      çal-ın-dı.  
 鞆-1SG.POSS              盗む-PASS-PF.3SG  
 「私の鞆が盗まれた」  
 b. Çal-ın-ma-dı,                      çal-dır-dı-n!  
 盗む-PASS-NEG-PF.3SG              盗む-CAUS-PF-2SG  
 lit. 「盗まれたんじゃなくて、盗ませたんだろう！」

ここでも (21b) が (21a) について訂正しているのは、やはり出来事の責任である。「盗まれたと言って責任を逃れようとしているが、あなたが必要な措置を取らなかったことが招いた出来事だから反省しなさい」という訳である。このように、トルコ語では責め立てる時に使役構文、責任がない時には受動構文、という形で両構文が使い分けられている。

(22a-b) はある会場(劇場でもサッカー場でもかまわないし、ライブなどの立ち位置でもよい)が自由席になっていて、発話者のグループが取っていた、あるいは取ろうとしていた場所が他の人に取られた場合を想定している。

- (22) a. Yer-imiz-i                      kap-tır-dı-k.  
 場所-1PL.POSS-ACC      取る-CAUS-PF-1PL  
 「(私たちは) 私たちの場所を取られた」  
 b. Yer-imiz                      kap-ıl-dı.  
 場所-1PL.POSS              取る-PASS-PF.3SG  
 「私たちの場所が取られた」

発話者たちが座っていた場所に他の人が座っている状況であれば、(22a-b) 両方が自然な発話とみなせる。(22a) が不自然になるような発話状況として次の場合を考えてみよう。発話者グループが中学生で、見学でサッカー場に来ていてテンションが上がっていたのに、高校生に脅されて場所を譲ったとしよう。場所を取られた発話者たちが元の場所に座りたくて、引率の先生に事情を説明している場面で用いるとしたら (22b) がより自然である。これもまた、発話者の集団である中学生にはどうしようもない出来事であったと解釈されるためである。つまり、場所を取られたことに関しては、完全に高校性が悪いと判断され、中学生に責任を帰さない (22b) が自然な発話となるのである。

また、(22a) をグループ内の人が言った場合に、グループ内の別の人がこれに対して、(23) のように自分たちに非がないことを訴えるかもしれない。

- (23) Kap-tır-ma-dı-k, kap-ıl-dı!  
 取る-CAUS-NEG-PF-1PL 取る-PASS-PF.3SG  
 lit. 「取らせたんじゃない、取られたんだ！」

いずれにせよ (20) も (23) も「事実は違う」、という内容の指摘であり、相違点は責任が誰に帰されるかにほかならない。これらの場合、意見の食い違いは主語に責任が帰されるように捉えるか否かに由来する。つまり、受動的使役構文と受動構文が両方使用できる場合でも、その意味は異なるのである。

(24a-b) は発話者が所有している自動車に傷をつけられたという事象に関する発話として解釈することができる。

- (24) a. Araba-m-ı çiz-dir-di-m.  
 車-1SG.POSS-ACC 線を引く-CAUS-PF-1SG  
 「(私は) 私の車を傷つけられた。」  
 b. Araba-m çiz-il-di.  
 車-1SG.POSS 線を引く-PASS-PF.3SG  
 「私の車が傷つけられた。」

発話者が、治安があまりよくないことを知っていながら、例えば期間限定セールなどが目的で、ある場所に行き、駐車場ではなく道端の空いているスペースに駐車したとしよう。買い物物を済ませて自動車に戻ったら、右側のドアの前はなかったような傷が入っていることに気付く。このようなことがあった場合、会社の同僚に (24a) と言うかもしれない。この際、たとえば発話者がどのような場所に駐車したかも話せば (25) のような反応が返ってくることもありうる。

- (25) Araba-n                      çiz-il-me-miş,                      çiz-dir-miş-sin.  
 車-1SG.POSS                      線を引く-PASS-NEG-EV.PF.3SG                      線を引く-CAUS-EV.PF-2SG  
 lit. 「あなたの車が傷つけられたというより、あなたが車を傷つけさせたようだ。」

(25) の内容を詳述すると、「傷をつけられたと言っているが、あなたの話を聞いている限り、原因はあなたのほうにあると思った。そもそもあなたがそんなところに車を停めなければ、傷をつけられることもなかった、つまりあなたが傷をつけたようなものだ」というようなものになる。-miş はトルコ語における証拠性を表す標識で、直接見聞きした経験ではなく、伝聞や推測で得られた情報であることを表している。(25) 中の「çiz-il-me-miş, çiz-dir-miş-sin」は、「çiz-il-「受動」と判断している（自分に責任がないかのように語っている）ようだが、話を聞いて çiz-dir-「使役」（あなたに責任がある）だと判断した」ということであり、(20, 23) と同様、受動と使役の相違点に着目した発話であると言える。

以上をまとめると、次のことが言える。トルコ語において、受動的使役構文と受動構文のふるまいは受動文説の予測に反して異なっている。受動的使役構文が使用できる場面なら、受動構文も使用できるが、受動構文が使用できる場合であっても受動的使役構文が使用できないことがある。受動的使役構文の使用は、述語が表す事象から影響を受けている対象に責任が帰される場合に限られる。両方の構文を用いることができる場合は、客観的に見て同じ状況を表しているとしても、受動的使役構文の方が主語の指示対象に責任があること際立たせる捉え方をしていると考えられる。受動的使役構文と受動構文の分布は、事象の影響を受ける対象に責任が帰せられるかどうかという点を反映したものである。

## 5. 責任のスキーマ

本稿冒頭で述べたように、受動的使役構文 (1a) と受動構文 (1b) には、両方が使用できる場面と後者だけが使用できる場面がある (26a-b として再掲)。4 節ではその相違点を明らかにするために、それぞれの分布と意味を分析した。5 節では、受動構文が持たず受動的使役構文が持つ意味こそが、典型的な使役構文と受動的使役構文の共通点であることを示したい。4 節で確認した意味的違いは、主語に責任が帰せられるかどうかの違いであった。以下では、プロトタイプ的な使役構文と受動的使役構文に共通する特徴として「責任」に着目し、受動的使役構文の意味を再検討する。

- (26) a. Şemsiye-m-i                      çal-dır-dı-m.  
 傘-1SG.POSS-ACC                      盗む-CAUS-PF-1SG  
 「(私は) 私の傘を盗まれた」  
 b. Şemsiye-m                      çal-m-dı.  
 傘-1SG.POSS                      盗む-PASS-3SG.PF  
 「私の傘が盗まれた」

### 5.1. プロトタイプの使役事象

受動的使役構文と使役構文の意味的共通性を考察する前に、使役構文の意味について概観しておきたい。使役構文は、使役事象を表す構文である。使役事象とは、二つの事象の間に直接的ないし間接的な因果関係が成り立ち、かつその全体が一つの事象として捉えられたものことである。使役事象の特徴は、この二つの事象（因果関係にある一次事象と二次事象）のうち、二次事象だけで、両方の事象を表すことができる点にある。典型的には、使役動詞は直接的な使役事象を表し、使役接辞などを用いる使役構文は間接的な使役事象を表す。たとえば、「太郎が窓を開けた」は、「太郎が窓に働きかけること」（一次事象）によって「窓が開くこと」（二次事象）が生じるというような直接的な因果関係が認められる使役事象である。本論で扱う、トルコ語の使役構文が表すのは間接的な使役事象である。

- (27) Adam avukat-a dilekçe-yi yaz-dır-dı.  
 男 弁護士-DAT 申立書-ACC 書く-CAUS-PF.3SG  
 「男は弁護士に申立書を書かせた」

(27) では、男が何かしらの方法で（お願いしたり、お金を払ったりして）「申立書が書かれる」という結果を間接的に（弁護士を通して）生み出している。弁護士が男のために勝手に申立書を書く可能性は極めて低いと思われるが、もしあったとしても、少なくともこの場合は、男が弁護士にそのように頼まなかったら、弁護士が申立書を書くことはなかったはずである。この場合、主語（の行為）と結果の間に因果関係が成立していると言える。この因果関係（(27) のような使役構文が表す使役事象における間接的な因果関係）と「太郎が窓を開けた」のような例にみられる直接的な因果関係の共通性を示したのが (28) の使役事象（使役行為）のスキーマである。主語の指示対象を W、使役事象における一次的な行為（一次事象）を X、X の対象を Y、二次的な行為（二次事象）を Z と呼ぶことにする。

- (28) <W（主語）が意図的に遂行する行為 X の直接の結果として Y（目的語）に（含意される）変化 Z が生じる>（西村 1998: 163）

(27) の例で考えると、ここで W（主語）は「男」、X（一次事象）は Z（二次事象）を目的として弁護士にお願いすること、Y（与格目的語）は弁護士、Z（二次事象）は申立書を書くことである<sup>10</sup>。意味役割で言うと、W は使役者（causer）、Y は被使役者（causee）である。

(26a) のような受動的使役構文は (28) に対してどのような関係にあるだろうか。まず、「W

<sup>9</sup> 直接的使役事象の場合 X によって Y に Z が生じ、間接的な場合、X によって Y が Z をすることになる。

<sup>10</sup> 「申立書を書く」こと自体もまた、二つの事象を含んでいると言えるが、議論を簡潔にするために、ここでは省略する。

が意図的に遂行する X」という部分が問題になる。(26a)の主語は傘を盗まれるという事象において、他人が勝手に主語の傘を盗んでいるわけなので、主語が何らかの行為を意図的にやっているとは言い難いように思われる。次に、傘を盗まれることは、主語が望んだ結果ではない。これらの点は、受動構文の特徴と類似し、同じ場面で両方使用できることの理由となっている。問題は、使役構文と受動的使役構文にどのような共通性があるかということである。

## 5.2 プロトタイプの使役からの拡張としての受動的使役

西村 (1998: 163) において、非意図的な使役とプロトタイプの使役行為の共通性は次のスキーマで表されている。Wは主語の指示対象、Zは二次事象である。

### (29) <WはZに対する責任の主体である>

人は自分（の行為）が原因となっている事象に関して責任を問われることが多い。(27)の場合、申立書が書かれるという事象Zの責任を負うのが主語である「男」Wなのは明らかであろう。(26)の場合、Wは主語「私」であり、Zは「傘が盗まれる」ことである。(26a)の場合には、上で述べたように、主語に意図があるとは考えられないので、主語に責任が帰せられる仕組みは(27)ほど明白ではないかもしれない。

西村 (1998: 163) によると、非意図的な使役において、主語が結果を意図していない場合にも責任が帰せられるのは、「人は自ら意図的に行った行為の直接的な結果に対して、その結果自体を意図したか否かにかかわらず、何らかの責任を問われる」という、責任という概念の常識的な理解（責任の認知モデル）が存在するためである。主語（の行為）が原因と見なされる場合には、結果に対する責任が問われるのである。主語を原因とみなすことができるのはなぜだろうか。(26a)の原因は主語の不注意であり、主語は結果を意図していないだけでなく、一次事象の行為を意図的に遂行したとすら考えづらい。このような場合であっても、何らかの意味で、主語が意図的に行為を遂行したとみなしうるだろうか。

ここでは、負の行為という我々の常識的な理解（負の行為の認知モデル）が主語の不注意を意図的な行為とみなすことを支えていると思われる。(26a)のような場合、Zの原因は「WがZの生起を阻止する行為X'を遂行することができる立場にあるのにそれを遂行しない」ことである。阻止する行為がX'だとして、それをしないことが-X'であり、そこから-X'=Xという仕方で、X'を行わないことがXを遂行するのと同じだとされるわけである。「私」が、傘を盗まれないように注意を払うことができる立場にあったのに、それをしなかった場合、それこそが、傘が盗まれることの原因であるとみなされる。したがって、責任は「私」に帰せられるのである。

まとめると、(27)においても、(26a)においても主語に責任が帰せられている。この意味的共通性が責任のスキーマである。(26a)の受動的使役構文の使用は、この「責任のスキーマ」によって動機づけられていると言えよう。(26a-b)は客観的に同じ事態を表しているが、捉え方



においては意味が異なるのである。そして、(影響を受ける主体である主語の) 責任を焦点化するには、責任が帰されるような事象、すなわち、「私」の何かしらの「負の行為」が原因となるような事象、でなければならない。受動構文は責任が帰せられない場合も使用できるが、受動的使役構文は使役事象を表す構文なので、責任が帰せられない場合は使用できない。

(26a-b) を同じ場面で使用できることと、(26a) の主語が典型的な使役者というより影響を受ける側であることからすると、(26a) は受動的な側面を持っているとは言えるが、大崎 (2004) のように、(26a) の文が意味的に受動文であるとする、(26b) との相違点が説明しづらくなる上に、(26a) に使役構文が用いられることの動機付けが自然に扱えない。使役の意味をプロトタイプの使役構文に限定せず、使役構文のネットワークの中で、受動的使役構文をプロトタイプからの拡張として捉えることで、(26a) に使役構文が用いられる動機付けはもちろん、(26a-b) の意味的違いも正しく扱える。その動機付けと意味的違いは、上で考察したように、プロトタイプの使役と (26a) に共通し、(26b) には当てはまらない意味的側面に他ならない。

傘が盗まれないように十分注意していたにも関わらず強引に盗まれた場合、‘Şemsiyeni çaldırdın mı?’ 「lit. 傘を盗ませたのか」と言われたら、‘Çaldırmadım, çalındı!’ 「lit. 盗ませたのではない、盗まれたのだ！」と言り返すことができる。このことからわかる通り、主語に責任があるかないかの基準は、盗まれないように、適切な行為を遂行したかどうかである。ここでは、結果を阻止するための行為を遂行しないことが、結果を引き起こすことそのものだとされているのである。述語が表す出来事が主語の不注意が原因となって起こった結果と見なされ、述語によって表されている結果が使役行為、その結果を招いた主語が使役行為者、結果の影響を受ける目的語が使役行為の対象となる。

以上の考察をまとめると、責任のスキーマ<使役行為者は使役行為に対する責任の主体である> (行為者は、その結果を意図したかどうかに関わらず責任の主体である) といった意味的共通性によって、受動的使役構文の主語が表す指示対象が、使役行為のスキーマにおける使役者、そしてその述語が表す事象が使役行為として解釈される。積極的になにもしなかったにも関わらず行為者と解釈されるのは、結果を防ぐことができたはずなのにそれをしなかったことが、結果の原因となる行為をしたことと一緒にされる負の行為の認知モデルによる。また、そのような意図がなかったにも関わらず責任の主体にされるのは、責任の認知モデルによる。

ここで (26b) が使用可能な場面で (26a) 使用できない場合を再度考察する。例えば天気が晴れていたのに傘を持ち歩いていなかった人が、家に帰ったところ空き巣に傘を盗まれていた場合を表すのに、(26b) は自然であるが、(26a) は容認されない。家に置いてある傘に対して、傘を盗む行為 X を阻止する行為 X' はそもそも物理的距離が原因となり不可能であるため、主語に責任が帰されることはないということである。主語に責任が帰せられない場合は使役構文が使用できない。(29) の責任のスキーマに合致するかしらないかで使役構文が使用できるかが決まると言えるだろう。

使役構文の使用が責任のスキーマに適合する場合のみに限定されるということは、受動の意味を含んではいても、主語に責任が帰されない場合、すなわち使役の意味がない場合は使役構

文を使用できないということである。本稿で取り上げた受動的使役構文は、純粹に受動の意味を表現する「使役構造をもつ受動文」ではなく、「受動的な意味を含む使役構文」として位置付けなければならない。

#### 略号一覧

1: 一人称、2: 二人称、3: 三人称、ACC: 対格、CAUS: 使役、DAT: 与格、EV: 証拠性、LOC: 所格、PF: 完結相、PL: 複数、POSS: 属格、SG: 単数

#### 参考文献

- ビョケソイ, デニズ (2000) 「日本語とトルコ語の受動文について」『筑波応用言語学研究 7』85-98.
- Göksel, Aslı and Kerslake, Celia (2005) *Turkish: A comprehensive grammar*. London and New York: Routledge.
- 林徹 (2013) 『トルコ語文法ハンドブック』東京: 白水社
- Lakoff, George (1987) *Women, fire, and dangerous things: What categories reveal about the mind*. Chicago: University of Chicago Press.
- Langacker, Ronald W. (1990) *Concept, image, and symbol: The cognitive basis of grammar*. Berlin and New York: Mouton de Gruyter.
- 西村義樹 (1998) 「使役者と使役行為」中右実 (共著、編) 『構文と事象構造』: 108-203. 東京: 研究社.
- 大崎紀子 (2004) 「キルギス語において使役が受動の意味をもつとき」『京都大学言語学研究』23: 85-114
- Washio, Ryuichi (1993) When causatives mean passive: A cross-linguistic perspective. *Journal of East Asian Linguistics* 2: 45-90.

# Is the Turkish Equivalent of "I've had my umbrella stolen" Causative or Passive? : A Cognitive Grammar Account

YAYLIOGLU Ogan  
ogan.yaylioglu@gmail.com

Keywords: Turkish, Causative, Passive, Prototype, Extension, Voice, Cognitive Model, Cognitive Grammar

## Abstract

Certain kinds of event can be expressed by either a causative or a passive construction in Turkish. The causative construction in such cases has been considered passive in meaning, on the grounds that it can be translated into Japanese as a possessive passive. It turns out, however, there are cases where passives cannot be replaced by causatives in Turkish, which indicates that the two constructions differ in meaning. Even in cases where a causative and a passive are interchangeable, only the causative has something semantically common with its prototypical use. This paper demonstrates that this commonality in meaning is the responsibility for the occurrence of the relevant event being attributed to the referent of the subject.

(やいるおーる・おがん 東京大学大学院)